

○松本(剛)委員 民主党は格差是正緊急措置法案というのを策定いたしました。この中には、テーマとしては、おっしゃった中で共有をされているものもありません。法律改正を伴うものというところで、一番上の最低賃金引き上げについてお聞きをさせていただいてお聞きをしたいと思います。

先ほど引用させていただいたように、やはり日本の最低賃金を引き上げるべきだ、こう経済財政諮問会議メンバーの中でおっしゃっていらっしゃる方がいる。日本では十年間で七%しか上がっていないのに、欧米では三〇から五〇%上がっているではないか、こう御発言をされた方がいらっしやいます。

具体的には、この最低賃金、私どもはやはり全国最低のラインというのを一つ決めるべきではないかというふうな御提言をさせていただいているわけですから、総理としても、この最低賃金引き上げについてイメージを拜っておられるのか、せつのかの予算委員会の場ですから、お聞きをしたいと思います。

○柳澤国務大臣 ちよつと具体的な、今回に提出する改正法案の中身、考え方について御説明をさせていただきます。

今回に提出する改正法案につきましては、地域別最低賃金について、生活保護との整合性を考慮することを明確にする、このようにことを眼目いたしました。そして、先ほどちよつと松本委員も触れられておりましたけれども、不払いに係る罰金額の上限、これを引き上げるといふこともその担保措置として同時に決めるつもりでおるわけでございます。こうしたことにより最低賃金制度がセーフティーネットとしてより一層適切に機能することになる、このように考えております。

最低賃金の具体的な水準をどう決めるかということ、これは、公労使三者構成の地方最低賃金審議会における、それぞれの地域の実情を踏まえた審議を経て決定される、そういう法的な枠組みになっておりますので、今回の法案が成立した際におきまして、各都道府県の地域最低賃金審議会において、この法改正の趣旨を踏まえて、それに沿った議論が行われて、まずは、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置が講じられるもの、このように考えております。

○松本(剛)委員 米国の選挙でも議論になったように、まさにこれは政治の場でありまして、今の仕組みは私もよく理解をしております。しかし、その上でもある程度リードする議論をすることは可能なはずでありまして、具体的にどのようしていくのかということをやはりこは話をされるべきだと思います。

私たちは、きちんとした生活をしていくために、目標としては千円という一つの数字を挙げさせていただいたのですが、各地の生活をそれぞれ調査をいろいろさせていただいたようなデータを拝見いたしました。まずは、先ほど五〇%という話もありました、三〇から五〇%ということからしても、今の最低が六百円ですが、そこから考えても、八百という数字を例えれば一つは目安にするとか、そういう考えが政治のダイナミズムとしてあつていけるべきだ、このように思いますが、これについて御意見を、厚労大臣そして総理に一言ずつお伺いしたいと思います。

○柳澤国務大臣 私、先ほど水準の問題としては生活保護との整合性というのを考慮するということを示し上げましたが、この二つの整合性を具体的にどう考えていくかということ、これが非常に私どもの大きなテーマだ、このように考えております。私は、先般予算委員会でも申し上げましたけれども、これによって最低賃金を上昇する方向で当然考えているんだというところも明言をさせていただいたところでございます。

しかし、具体的には、従来、公労使で考えてきたというその三者構成の審議会方式というものを、我々の国は、他の多くの国もそうなんですけれども、その中で現行としてある種の指針として、その枠組みの中で現行としてある種の指針として、このように考えております。

○安倍内閣総理大臣 この最低賃金法については、今後の私たちが目指すべき方向については先ほど厚生労働大臣が答弁をいたしました。いわば、生活保護との整合性を踏まえての金額に置き換えなければならないと思っております。そしてその先であります。もちろん我々も、

できれば高くなった方がいい、このように思いますが、しかしそれは、実際の現場にそぐわなければ、かえって中小企業にとっては経営が成り立たないということになるんだ、このように思っています。ですから、これはやはり、全国一律に決めるよりも、地域で決めていく方が柔軟であつて、より現実的になるのではないかと、このように私は思っています。

そして、それと同時に、いわば次の段階としては、先ほど申し上げました成長力底上げ戦略推進円卓会議をつくりまして、ここで、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中期期的な引き上げ方針について政府の含意形成を図っていく、その含意のこつとって産業政策と雇用政策の一体運用を図り、生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げを実現していかねばならないと考えております。

○松本(剛)委員 最低賃金の話ですから、やはり総理たるもの、ここである程度の金額をすばつと書かれてもいいのではないかと、このように思いますが、(発言する者あり)少し静かにしていただけないか、小野寺さん。

中小企業の問題というのは私どもも認識をしておりますが、これは柳澤大臣にお聞きをしまして、うかが、幾らに上げたらのぐらゐの影響があるかという試算をされたことがありますか。

○柳澤国務大臣 これは今すぐここで持ち合わせでお答えしませんが、当然、その賃金コストに上乗せして、我々は、ある程度の水準を想定した場合にどのぐらゐの負担になるか、これは試算を当然しております。

○松本(剛)委員 私どもが試算をしたところ、八百円に上げた場合、従業員百人未満の中小企業の賃金増加額というのが、全国で百七十五億円という数字が出てまいりました。大きいと見るか小さいと見るか、また、これを中小企業に対してどう支援をするかということはいろいろな課題があるというふうにも思われますけれども、十分に可能な数字ではないかというふうにも思っております。御認識をお聞きしたいと思います。

○柳澤国務大臣 今、具体的な数字を私は持ち合わせていないわけですが、今、八百円と松本委員はおっしゃられましたけれども、このレベルになりますと、アメリカの三段階ぐらいで今考えておりますが、最初のレベルよりもかなり高いという私印象を今持りましたが、八百円はかなり中小企業にとつてはきついわゆるレベルだ、このように私は考えます。

○松本(剛)委員 中小企業に対しては何らかの対応策が必要だということは今申し上げたつもりであります。試算があるということでしたから、こちらになったことがあるのかなど。この細かい数字は結構です、印象としてこのぐらゐならいけるのかなというのを、これだけ最低賃金が議論になっていくわけですから、大臣はお持ちではないかなということをお聞きをさせていただきます。こればかりか幾らかでないかという話ですね。

最低賃金、今までもいろいろな議論がありましたが、本場に現場の審議会では一円刻みで厳格な議論をする意味ではしてきておりますが、今の六百円という水準から、けたが一つ上がるぐらゐ、二つ上がるぐらゐ、やはり百円の幅に変わっていくべきときが来ているのではないかと、このことをお聞きしたかったわけでありました。

その点に対して、中小企業にはどのぐらゐの影響があつて、ではどういふ対策が必要なのかということをお聞きしたときに、我々も、政府ではないんですけれども試算をしてみたのは、やはり影響額がどのぐらゐあるのか、そのことがなければ、これが何兆円もかかるということになればどうにもならないわけですね。そこをお聞きしたかったということでありまして、もうよろしいですか、今のところないということですね。

○柳澤国務大臣 抽象論になるので、私が立つには及ばないのかもしれないけれども、我々の検討の中では、アメリカの最初のレベルからいって、うたろうかというふうなことを、ぐらゐハイボセティカルというか、仮想の問題として、というのは、今松本委員が仰せのとおり、一円、二円を今まで刻んできた、しかも熾烈な議論が行われてきたというのが実感でございます。そういうものとの関係で何が考えられるか、これは、我々はこれから有りきりのところを考へていかなきゃいけないというのが私どもの直面している現実だ、ということですね。

○松本(剛)委員 せひ、何もかもアメリカ基準ではなくて、日本の生活から見ても、最終的に、本当にそれが健康的でまさに文化的なではないですけれども、暮らしをするには千円が一つの目安ではないかというふうに私も御提言をしていますが、生活のぎりぎりということも八百という数字を、全国のいろいろなデータを拾ってきてお話をさせていただきましたので、ちょっと念頭に置いていただいて、せひこれから議論をしていただきたいと思います。

○吉川春子 柳澤大臣、このように、その白紙の運輸手帳の中にはかなりの部分が労働者であると認定するような状況があるんですね。判決は非常に詳しく認定しております。

こういうような人たちが最賃以下の、生活保護基準もろん以下、最賃以下の労賃で働かざるを得ない。その人たちが重要な公共事業の原料を運んでいる。こういうことを考えたときに、やはりその生計費、国が決めている生計費以下で働くこれらの人たちについて、やはり最低限の生計費の基準というのをはやはり保障していくというのがすべての国民に保障していくというのが、これが法の精神、憲法の精神ではないでしょうか。その辺についての御所見を伺います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 最低賃金制度は、言うまでもないことですが、労働者について賃金の最低額を保障することによって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、あるいは労働条件の改善を図ることに資することを目的としたものであるとございます。

この場合の労働者は、労基法九条の労働者というものとされているわけでございます。その判断は、先ほど申し上げておきますように、個別具体的に判断するしかない、こういうことではないかと。

したがって、個別具体的な判断の結果、労働者性がないと判断することになると最低賃金法も適用されないと、こういうことになります。もちろん、労働者性があるという場合には最低賃金法も適用されるわけでございますけれども、そのレベルについては、今度の私ども法改正によってその引上げを図っていくわけですが、その際の実質的な要素の判断基準としては、生活保護の基準との整合性というものをよく考えてこれを引き上げる方向で検討したいと、このように考えているところでございます。

○吉川春子 さっき国交大臣に激しく迫りましたけれども、頑としてうちは面談見ないよと、こういうふうにおっしゃったわけですね。そして、今度、労働者性もないよと今度厚労大臣にも冷たくされまして、一体この人たちはどうすればいいんだと、こういうことになるんですよ。

だから、少なくとも生計費、最低限ですね、そういう基準以下で働いている人々については、この精神というものは及ぼさなきゃならないと認めますけれども、その点については、柳澤大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 労働者性がないということになりますと、労基法も適用にならないし最低賃金法も適用にならないと、こういう法の下で私ども仕事をさせていたたいというところであります。それを乗り越えて何か実質的に物を考えろと言われましても、私どもなかなかそれは難しいということをおっしゃるを得ないと考えます。

○前川清成君 私は、母子家庭のお母さんたちが働いても働いても豊かになれないのは、一つには最低賃金制度の問題があると思っております。

奈良県の最低賃金は一時間六百五十六円です。八時間働いて一日五千二百四十八円、週四十時間働いて月額十万四千九百六十円にしかなりません。フルタイムで働いて十万円少しなんです。これでは生活はできません。しかし、例えばですけれども、奈良市で三十歳のお母さん、九歳、四歳の二人の子供を持つ家庭が生活保護を受けられますと、生活保護の給付額は十九万四千四百四十円、およそ二倍になってしまいます。

この最低賃金制度の問題があるというふうに、大臣、お考えになりませんかでしょうか。

○国務大臣(御澤伯夫君) 生活保護は、今委員がおっしゃられるように、すぐに生活保護という生活保護のその費用がその生活保護世帯、対象世帯に支給されるというふうにお思いになる方、まあ実際に多いんですけれども、これはあくまで生活保護基準額なんです。基準額でございます。したがって、常にそうですけれども、実際の収入がある場合もあります。生活保護基準額と収入額との差額が現実に支給されると、こういう制度でございますので、その点はまず踏まえて御議論をいただく必要があるだろうと、このように思います。

それから、最低賃金額との比較でございますけれども、これはまた今の生活保護世帯の、そういう角度からの話ではなくて、いろいろ生活の基盤があるない、それはいろいろありますけれども、そういうことを土台にして働きに出掛けていったときの最低賃金ということでございますので、それを短絡的に結び付けて御議論をされるというのとはちよつと、いろんなケース・バイ・ケースの判断ということもありましようけれども、少し飛躍があるのではないかと、このように考えます。

○委員長(尾辻秀久君) 時間が来ております。前川清成君。

○前川清成君 はい。時間が参りましたのでこれで終わりますが、健康で文化的な最低限度の生活、憲法二十五条が保障しています。これを具体化したのが生活保護なんです。最低賃金で働いたら、その健康で文化的な最低限度の生活の半分という現実を、大臣、是非是非お認めいただいて議論していただきたいと思っております。

これで終わります。ありがとうございます。

○小林正夫君

もう一つ、最低賃金の話をしたいと思います。  
これは、私は、これだけ非正規雇用が多くなって、時間給で働いている人たちも自分たちの生活のための生計費、このようになってくる人が非常に多いんだと思うんですね。十八歳の単身という人じゃなくて、やはりこの最低賃金は労働者とその家族の生計費、これをベースに置いて考える時代に來ているんだと思うんですね。

これが、実は表がありますけれども、日本の最低賃金というのは、ここに書きましたけれども、大変、アメリカ、フランス、イギリスと比べて低いです。アメリカはこれから、日本が「〇〇とするならば一四五の位置まで上げよう」ということが既に決まっておりますから、これを見ていただいただけでも本当に最低賃金というのが低いのが分かると思います。

そこで、総理は成長力底上げ戦略、こういう施策を打ち出していますけれども、私は、最低賃金を底上げしないと、働いても働いても生活保護以下にとどまってしまう。仮にですよ、仮に一時間千円として年間二千時間働いたとしても、その方の年収というのは二百万ですよ。総理は、日本の最低賃金は幾らぐらいが適当だと思いでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 最低賃金について申し上げれば、近年、最低賃金制度が言わば生活保護と比べても意味セーフティネットとしての機能を十分に果たしていないと、こういう観点から見直しを行うことになったわけでございます。

そしてさらに、我々としては、この成長力底上げ戦略を進めていくことよって、将来、中小企業等々においても生産性を引き上げていくという中において、当然それに倣ってこの最低賃金も上がっていくような仕組みをつくっていききたいという中において、円卓会議をつくって、その議論を各地域における最低賃金の審議会における議論のこれは正にベースにしていきたいと、このように考えているところでございます。

○白浜一良君 特に北朝鮮以外の四か国ともしっかりと連携取って着実な前進をお願い申し上げたいと、このように願っています。

今日のテーマでございますが、今もございましてけれども、話題がございましてたけれども、グローバルズが進み過ぎて日本の雇用の実態にも大変な影響が出てきていると、もうこれは当然でございます。そこで、この国会で先日、労働三法が改正、閣議決定されたというところでございまして、今も民主党の立場で批判的な御意見もございましてたけれども、私はまあ一歩前進と、時間外労働の割増し賃金も一歩前進でございまして、最低賃金も一歩前進と私どもはそのように受け止めておるわけでございまして、特に、総理もおっしゃっておりますけれども、最賃法によりまして、国民所得と違いますが、一番高いのは東京が時間給で七百十九円と、低いのが青森、沖縄、岩手ですが、時間給が六百十円と、こうなっているわけでございまして、都道府県によりましては生活保護のレベルよりも低く、先ほど総理もおっしゃっておりますけれども、それじゃあどうも間に合いませんという状況がございまして、そういうレベルだとしたら、どうも間に合いませんという状況がございまして、総理はどのようにお考えですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回、私も、最低賃金のこの仕組みが言わば生活保護と比べても、今委員がおっしゃったように、プランズを大々している状況になっておりますから、それをまず、早く是正をしていかなければならぬと、このように考えているところでございます。

このため、今国会に提出いたしました改正法案においては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金をこの生活保護との整合性を考慮するところを法文に明確にしたところでございます。

そしてさらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中期の引上げ方針について、政府側の合意形成を図り、その合意を踏まえて生産性の向上に見合った引上げを実現したいと考えております。

まずは、生活保護以上にしていこうという改正を視野に入れて検討していく。そしてその上にさらに、成長力底上げ戦略を進めていく中において、生産性、中小企業も、労働者の生産性も上がっていく中において、それを考えながら、そしてこの最低賃金も上がっていくという仕組み、言わば一段階上の仕組みでこれは最低賃金を上げていきたいと、このように思っております。

○白浜一良君 それで、柳澤大臣にお伺いしたいんですけど、いわゆる今総理からもお話ございました生活保護に係る施策との整合性に配慮するところ、この文言が法律に入っているわけでございまして、これが、まあ上がった見方だと思っておりますが、いわゆる生活保護の方は下がるんじゃないかと、今の最賃はレベルにしてですね、そういう上がった見方もございまして、この辺に対するしっかりとした見解を述べておいていただきたいと思っております。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 最低賃金は、労働者の生計費、それから労働者の他の労働者の賃金との比較考慮、それから通常の事業の賃金支払能力、この三要素を考慮して決定するものというふうなことでございまして。

今回の私どもも今提案している改正法案につきましても、総理からも御説明をいただいたわけですから、この労働者の生計費というところにつきましても、生活保護との整合性に配慮するところ、このことを考えているところ、この辺にございまして、そのこともお考えをいただければと思います。

そういう観点で、今回、まず第一歩として生活保護との関係というものを打ち出しまして、これを法文上明確にしたわけでありまして、今、白浜委員がおっしゃったような、生活保護を逆に減らしていくような、そういう考え方のほうは全く今初めてお聞きしたようなことで、率もございませぬ。ないのみならず、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということ、最低賃金を生活保護を下回らない水準にするということをむしろはつきりさせたということもございまして、私もございまして今回のこの法文上の趣旨に沿って、現実の最低賃金をこれを引き上げるという方向で検討しているということには、私もはつきり申し上げておきます。

○白浜一良君 これ大臣、具体的なレベルとか目録値とかそんなのはあるんですかね。

○國務大臣(柳澤伯夫君) これは、やはり私どもとしてはこの法律が決められた、成立した後でまたこの三者構成の審議会の議論を中央、地方ともに行っていくということもございまして、したがって、今ここで私が何か一つのレベルについて申し上げるというふうなそういう状況にはないということをは是非御理解賜りたいと思っております。

○白浜一良君 それで総理に聞きたいんですけど、当然働いている個から見れば、もうそれは給与は高くなったことないです、それは当たり前でございますし、もうけている企業は当然従業員に給与として還元すべきだと、これもまた当たり前な話なんですけれども。

一応、千円というお話がございまして、これ、今のレベルから見れば、東京と比べて四割以上と、青森とか沖縄のレベルから見ると六割以上と、すね、これが高いか低いかわからない議論はあろうかと思いますが、少なくとも、読者新聞の社説の論評見ますと、理屈論議のほうは、いかにと、こいつらに書いてございまして、それから朝日新聞の社説には、雇用するのは、もうかつて大企業はいいですが、大半の雇用は中小企業なんです、中小企業の皆さんの反発を招くのではないかと、こいつら論評をしてるんですが、そういう一丁の全体の受け止め方に関して所感をいただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この最低賃金制度を決めていくということは、正に労働者の皆さんが最低限の給与を確保して生活が維持できるようにしていくためでございますが、しかし、そこで言わばある種の理屈論議に高い最低賃金の水準を設定をいたしますと、それは当然コスト、言わば労働コストを大幅に引き上げることにございまして、経営環境を圧迫していることになる。そういう中で、それに対応し得る企業はいわゆるありまして、中小企業にとっては、そうなりましてらむる雇用の数を減らさなければいけないというところになってしまふわけであります。また、そもそもこの海外と競争している中においては仕事自体が成り立たなくなるといふ危険性もあるわけであります。そういう意味におきましては、現実的な額ということを常に我々念頭に置かなければならないと思っております。例えば、千円一律というふうな考え方は、私は非現実的ではなからうかと、このように思っております。

○福島みずほ君

次に、最低賃金法案についてお聞きをいたします。

今、年収三百万円以下の割合、世帯が四割というさまざまな事態になっております。今回、国会で最低賃金法の改正が審議をされますが、十分に具体的効果性のあるものとして機能するものかどうかというように疑問を感じます。中央の審議会が一定の目安を提示し、それに基つき地方の審議会が議論するとしていますけれども、もともと全国的に引き上げるプロセスを策定できないか。これは野党も、それから連合も全労連も、例えばどんな人もどこで働いても最低時給十円以上ということ、やはりワーキングプアと言われる人をなくすべきだという主張では一致をしております。もう少し最低賃金を、外国に比べて日本は低いのですから、これを上げるという方向で議論していかかでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、福島委員の方から

全国でどこも一律に時給十円という最低賃金を設定したという話かと、そういうお話ではないですか。これも、これはやっぱり現実の経済を考えると、もう取り組ませていただくを得ないということ、そういう観点からすると、これは総理も度々、予算委員会でも申し上げておられますけれども、いかにもそれは非現実的であるというところでござります。

私も今回考えておりますのは、今もう委員がおっしゃられたとおり、法律が制定された際には中央最低賃金審議会から引上げ額の目安を提示すると、こういうことを考えております。そして、各都道府県の地方最低賃金審議会において、この目安を参考にしつつ、また地域の実情等も踏まえた上で審議が行われ、その結果として現下の雇用経済情勢を踏まえた適切なそれぞれの地方の賃上げが行われると、こういうことを想定しているわけでございます。

そして、その引上げの場合に、今考えておりますのは、生活保護との整合性も考慮するということと賃金の、最低賃金の生計費の部分について考えておきまして、このことを明確にすることを法律の上で明らかにしておりますが、そういうことを先ほど言った目安を提示するときは十分勘案して私どもとしてはこの引上げを実現したい、このように考えているところでござります。

○福島みずほ君 地方や中小企業に関しては、私

は経過規定を設けるといっても構わないと思えます。なぜ中小企業が厳しいと言われるかといえば、例えば大企業から下請で下りてくる際にダンピングが行われたり、コスト削減で厳しくたかかれるという現状が確かにあります。しかし、それはむしろ公契約法や公契約条例といった形で中小企業における労働条件も保護するということ、なにも厚生労働省としては是非やっていた方がいい。そういうことを、中小企業自身を応援すること、どこで働いても時給十円以上、二千時間働いても年収三百万円をわけですね、ですからここで働いても時給十円以上は保障していくと、それに向かって厚労省は努力をしていただきたいということを強く申し上げたいというふうに思います。

○岡崎トミ子

私たちは民主党は、格差是正のために、通常の労働者とパート労働者の均等待遇、長時間労働の是正、中小企業への支援の充実を図るとともに、最低賃金を少なくともフルタイムで働けば十分に生活できるレベルまで引き上げる必要があると考えます。

この点について、政府提出の最低賃金法改正案では、地域別最低賃金の労働者の生活賃金を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性を担保するものとなっておりますが、生活保護に係る施策とは何を指し、最低賃金をそれらの影響を受ける範囲を設定し、その結果として遂うの都道府県で何田程度最低賃金が上がるのか、総理大臣に明確な答弁を求めます。

○内閣総理大臣(安倍晋三)答

最低賃金法の改正についての答申があります。た。

今国会に提出をした最低賃金法の改正法案においては、地域別最低賃金について、生活保護に係る施策との整合性に配慮することを法文上明確にしているところであります。この生活保護に係る施策とは、国民に最低限度の生活を保障することを目的とする生活保護法に基づいて行われる施策であります。

また、地域別最低賃金の水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであり、現段階で具体的な金額に言及することは適当ではありません。いずれにせよ、今回の法案が成立した時点では、各都道府県の審議会において法改正の趣旨に沿った議論が行われ、その結果に基づいて、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

さらに、それに加え、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえ、生産性の向上に合わせた引上げを実現したいと考えております。



○辻泰弘君

それからもう一点、最低賃金についても余計なことを言っているわけではございません。不用意に最低賃金を引き上げることには、労働者に失業をもたらす生活をかえって困窮させることにつながるというふうなことも言っているわけですね。そしてまた、そもそも労働者の権利を強めればその労働者の保護が図られるという考え方は誤っている、そのままで明言しておいて、じゃ、どうやって労働者の保護が図られるというふうなふうに考えるのかというのがよく分からないままで、その部分だけ押してきているという、学者が作られたとしては非常にへんな論理だと思えますけれども。いずれにいたしましても、安倍総理も最低賃金について引上げを実現してきたいらうと、このようにおっしゃっている中において、この部分にも、やはり政府の今は取組姿勢と全く背馳する考え方になっているんじゃないかと思わうんですけれども、この点については大臣、どうお考えですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 思ってもいたしましては、今回、最低賃金の要素である生計費の問題につきましても、生活保護との整合性を考慮するということとをこの新しい改正法案で御提案させていただいております。

それから、私どもの方だけではなくて、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきましても、中長期的な引上げ方針というものを念頭に生産性の向上を考慮した仕組みの中で政労使の合意形成を図っていくこと、こういうような動きも現にあるわけでございます。したがって、中長期的にも日本の最低賃金を引き上げたいことという方向については、内閣の全体の考え方の下で、そういうものをしっかりと受け止められるような環境整備も政策的に努力をするということと相まってこの方向を進んでいくこと、こういうふうな考え方で進んでまいります。

そういう中で、それはまあこの言い方そのものが何か経済論的に誤りかと言われれば、それはこのとおりのが起こればそうだろうと、こういうことになりました。政府全体が、先ほども言ったように、そういう方向、最低賃金を引き上げようという方向で、その環境整備をどうやってしていくかという政策的な検討をしているさなか、分り切ったこととは言いません、そういう努力を全くしないことを、あるいはその効果が上がらないことを前提にした議論をするということも適切を欠くなど、こういうふうに思っております。

○櫻井充君 もういいです。

大臣、こんなやり方でいいんですか。つまり、いろんな場面でのいろんな議論をするのはいいんだという多分答弁になるのかもしれないが、こんなことをやっていて本当にいいんですか。つまり、厚生労働省の中には、厚生労働省の中できちんと言動政策審議会というのがあって、そこにいるんだって、その代表者が出て議論をしているんですよ。これはちゃんと代表者を集めて議論しているんですよ。何でもこんなものまでやらせなきゃいけないんですか。こんなの税金の無駄遣いですよ、僕から言わせれば。そういうことをまずやめさせることから始めないとどうしようもないんじゃないんですか。厚生労働大臣として、厚生労働大臣としてどう思われますか、マツコさん。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 規制改革というものが、私の記憶するところでは、日本の経済がパナールが崩壊して非常に不況になったときに、財政も相当悪んでいましたので、これ以上、財政政策で財政の出動を期待するということができなくなりました。そのときに、規制、当時は緩和と言っておりましたけれども、規制緩和ということでもって供給側の対策をすることによって日本経済をもっと正常に戻していくということが企図されました。当時、行政改革の一環として位置付けもあつたんですけれども、むしろネグしたことで、規制改革というのは経済政策として位置付けられることになったことが行われました。それがずっとこの十年以上にわたって非常に、依然として同じようなトーンで追求をされてきた、このように思っています。

そういうようなことで、規制改革というもののについては依然として大きな日本の経済政策的な側面から効果期待されるということが推進をされているということですが、それはどういうシーンでもってやられているかという点、今ある内閣府から説明がありましたように、規制改革会議というところで行われているところについてお聞きします。それが、最低賃金というふうなところについては、これも規制といえは規制かもしれないけれども、容赦をするというところはむしろどういうことかという点、私も若干はかきりの気持ちもありますけれども、とにかくそういう位置付けの下で何か発言をしたところについてお聞きします。

もとより、それは、そういうところを意見として言うところなんです。意見が封じられるわけにはいかないというところで、私もそういうところの発表があつたというところを事実として受け止めるを得ないわけですが、午前中の審議でも申し上げましたように、その最低賃金については私も、現に最低賃金法の改正案を国会に提出をいたしてありますし、また、中長期的には、内閣そのものに置かれている底上げ戦略の方でも中長期的にこれを引上げの方向で考え、そしてそれを現実に受け止め、実現できるように生産性を向上していくと、そういう観点からいふ人な政策が議論されていきます。

そういうようなときに、分かり切った経済政策を、何か最低賃金を上げれば、それを踏えない企業はつぶれて雇用が維持できなくなるという、まあ、何と申しますか、何とも言い難い当たり前のことを何でこの様に言わなきゃならないかというところを考へまして、私は誠に不適切な意見表明であるところについて申し上げた次第です。